

令和7年4月1日

「株式等移管手数料キャッシュバックサービス」の開始について

長野証券は2025年4月1日（火）より、期間の定めのあるキャンペーンを切り替え、「株式移管手数料キャッシュバックサービス」を開始いたします。

「株式移管手数料キャッシュバックサービス」とは、対象有価証券を他社から当社へ移管する際に、お客様が移管元の証券会社に支払った手数料を当社がお客様にキャッシュバックするサービスです。

本サービスを通して、お客様により一層ご満足いただけるサービスをご提供できるよう努めて参ります。

以上

＜ 株式等移管手数料キャッシュバックサービス概要 ＞

対象有価証券	■ 上場国内株式等（ETF、ETN、REIT、国内上場外国株式を含む） ■ 当社取扱外国株式 ■ 当社取扱投資信託
お申出期間	当社への移管入庫日から3か月以内
お手続きの流れ	① 移管元で発行された領収書等写しをご提出ください。 ② お手続きが終了次第（移管入庫日から3ヶ月以内）、当社取引口座にご入金します。
ご注意事項	■ 移管元が日本国内の会社であり、円貨で支払われた手数料が対象となります。 ■ 移管元と移管先である当社の名義人が同一であることが条件となります。 ■ 外国株式については銘柄によっては移管をお受けできない場合があります。 ■ 移管入庫日から1年以内に、当社のサービスを利用して入庫した株式等を他社へ移管された場合、通常の株式等移管手数料に加え、当社が負担した手数料相当額を徴収させていただきます。
ご留意事項	■ 当社で取扱う商品等にご投資いただく場合、株式については約定代金に対して最大1.265%（税込、但し最低2,750円）の国内株式委託手数料をいただきます。 ■ 投資信託の場合は、銘柄毎に設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をいただきます。 ■ 各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。 ■ 商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書、またはお客様向け資料等をよくお読み下さい。

ご不明な点がございましたら、担当営業員までお問い合わせください。



商号等：長野証券株式会社 第一種金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第125号

加入協会：日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会